

国会議員 各位

平成 19 年 11 月吉日
全国青年税理士連盟
会 長 川崎 賢二
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12
電話 03 - 3354 - 4162

特殊支配同族会社の役員給与にかかる損金不算入 措置(法人税法第35条)の廃止を強く要望する！

私たち全国青年税理士連盟は、全国の約3,000名の青年税理士が参加する団体です。私たちは納税者の権利擁護のために、より良い税理士制度・税務行政・税制が実現されることを目的に研究し、提言を行うなどの活動をしております。

平成18年度税制改正による本制度は「法人成りによる節税防止」と「経費の二重控除排除」を目的として創設されたと説明されている。しかしその適用対象の不明確さや、突然の税負担増による中小法人に与える影響等の問題点が指摘されていた。

これらの指摘を受け、国税庁は質疑応答事例を公表し適用対象法人の範囲を示し、平成19年度改正では、基準所得金額が従来800万円から1,600万円に引き上げられた。

しかしながら

- 1 所得税で認められている給与所得控除と法人が支出する役員給与とは全く別次元のものであり、両者を混合して、役員給与の一部を損金不算入とするのは、明らかに租税体系を無視した立法である。
- 2 役員給与は既に会社から資金流出しているにもかかわらず、担税力がなくなった部分に対して更に会社側に課税するのは実質的な「没収」となる。
- 3 平成18年5月施行の会社法設立目的の一つである「活力ある起業家の育成」が大きく阻害されることとなる。

以上の理由から、本制度の廃止を強く要望する